

研究ノート

「慶長5年8月5日付鈴木重朝宛長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」について

白 峰 旬

はじめに

大坂三奉行（長東正家・増田長盛・徳善院玄以⁽¹⁾）は、慶長5年（1600）7月17日付の「内府ちかひの条々」を諸大名に送付して、徳川家康を弾劾し、家康を豊臣公儀から追放（放逐）した。家康追放後の豊臣政権（豊臣公儀）は、豊臣秀吉の後継者である豊臣秀頼を推戴した二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・四奉行（長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以）による政治・軍事指揮がおこなわれた。その政権スキームについて、筆者は石田三成と毛利輝元を中心とした石田・毛利連合政権と規定した⁽²⁾。

上述した二大老・四奉行のフルメンバーが連署して発給した連署状は、管見では6通確認できる。その6通とは、①木下利房宛（8月朔日付⁽³⁾）、②筑紫主水宛（8月朔日付⁽⁴⁾）、③蒔田広定宛（8月朔日付⁽⁵⁾）、④真田昌幸宛（8月2日付⁽⁶⁾）、⑤川口宗勝宛（慶長5年8月5日付⁽⁷⁾）、⑥鈴木重朝宛（慶長5年8月5日付⁽⁸⁾）である。

上記①については、外岡慎一郎『「関ヶ原」を読む』⁽⁹⁾において史料を提示して詳しく解説されている。

上記②、⑤については、拙稿「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」⁽¹⁰⁾において解説した。

また、上記①、③、④については、前掲・拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」の表1「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース」において、内容（摘要）を提示し、上記②については、拙稿「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）〔その2〕」⁽¹¹⁾において、内容（摘要）を提示した。

よって、上記⑥については、これまで拙稿において論及することがなかったので、本稿では上記⑥について、史料を提示して解説をおこないたい。

1. 上記⑥の連署状の内容に関する検討

「慶長5年8月5日付鈴木重朝宛長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」（上記⑥）⁽¹²⁾を以下に引用する（下線引用者）。

a 去々年以來、内府被背太閤様御置目、上卷誓紙被違、恣之働ニ付而、為可被相立御置目、被及鉾楯候、b 第一伏見御城被仰置候御留守居を追出、関東之凡下・野人（「之」脱カ）者共、御座所を踏荒候段、無是非次第二付而、今度堀際迄各被押詰、即時被乗崩、大将鳥井（居カ）彦右衛門を始而、八百余被討果之儀、無比類儀候、c 殊其方事、鳥井（居カ）彦右衛門首を被討捕、御粉骨之至、秀頼様御感不斜候、仍御太刀一腰、御馬代銀子拾枚、並御知行千石被宛行畢、d 猶以可被抽御忠功之由、被仰出之状如件、

慶長五

八月五日

長束大藏大輔

正家

増田右衛門尉

長盛（花押）

石田治部少輔

三成

徳善院

玄以

芸中

輝元（花押）

備中

秀家（花押）

鈴木孫三郎殿

下線 a は、一昨年（＝慶長3年〔1598〕）以降、徳川家康（「内府」）が豊臣秀吉（「太閤様」）の「御置目」に背き、「上卷誓紙」を違えて、恣意的な政治行動（「恣之働」）をしているので、（秀吉の）「御置目」を立てるために、二大老・四奉行が家康と戦うことになった、としている。一昨年（＝慶長3年）というのは秀吉が死去した年であるので、秀吉の死去以降という意味であろう。

下線 a における「上卷誓紙」とは、「霊社上卷起請文」のことであり⁽¹³⁾、具体的には、「徳川家康起請文前書案（慶長4年〔1599〕2月12日付）」⁽¹⁴⁾、「豊臣氏五大老五奉行霊社上卷起請文写（慶長3年9月3日付）」⁽¹⁵⁾を指すと考えられる。

下線 a における「太閤様御置目」については、前掲「徳川家康起請文前書案（慶長4年2月12日付）」や「豊臣氏大老奉行連署起請文前書案（慶長4年2月12日付）」⁽¹⁶⁾にも「大閤様御置目」として出てくるので、秀吉の遺言を指すと考えられる。具体的には、「豊臣秀吉遺言覚書」⁽¹⁷⁾、「豊臣秀吉自筆遺言状案（〔慶長3年〕8月5日付）」⁽¹⁸⁾、「豊臣秀吉遺言覚書案」⁽¹⁹⁾を指す。

こうした点を考慮すると、家康が秀吉の遺命に背いたので、二大老・四奉行は家康と戦うことになった、という大義名分を理由として明記していることになる。

下線bは、家康家臣の軍勢が伏見城の（豊臣公儀方の）御留守居を追い出して、関東の「凡下・野人」⁽²⁰⁾の者共が（秀吉の）御座所（＝本丸御殿か？）を踏み荒らしたので、豊臣公儀方の軍勢がそれぞれ伏見城の堀際まで押し詰めて、即時に乗り崩し、伏見城に籠城していた（敵の）大将の鳥居元忠をはじめ800余人を討ち果たしたことは比類がない、としている。

下線cによれば、この伏見城攻めにおいて、鈴木孫三郎（この連署状の宛所になっている人物）が（敵の）大将である鳥居元忠の首を討ち取ったことを「御粉骨之至」として豊臣秀頼から褒賞されて、秀頼から太刀一腰・馬代^{ばだい}の銀子10枚と知行1000石が与えられた。

このように、伏見城攻めの褒賞として、豊臣秀頼から知行1000石などが与えられたことは、伏見城攻めの軍勢が豊臣公儀の軍勢であったことを明確に示しているほか、伏見城に籠城した大将の鳥居元忠が家康家臣であることを考慮すると、この戦いは豊臣秀頼VS徳川家康の対立軸でとらえることができる。

この連署状の発給者は二大老・四奉行であるが、下線dにおける「被仰出」の主語は豊臣秀頼であるから、二大老・四奉行が豊臣秀頼を推戴していたことが明確にわかる。

下線cの内容からすると、この連署状は鈴木孫三郎に対して出された感状としての性格も兼ねているが⁽²¹⁾、上述したように、下線dにおける「被仰出」の主語が豊臣秀頼である点を考慮すると、この感状（連署状）を出した主体は秀頼ということになる。

この連署状に付年号が記されている点や、書止文言が「恐々謹言」ではなく「之状如件」（下線d）になっている点は、感状としての性格も含まれていることによるものであろう。

ただし、豊臣秀頼が直接、感状（連署状）を発給したのではなく、二大老・四奉行の連署状で発給されたことから、主君である秀頼が「可被抽御忠功之由」を「被仰出」たことを二大老・四奉行が奉じた「奉書」（連署奉書）としての形式になっている点にも注意したい⁽²²⁾。

この連署状における二大老・四奉行の署名を見ると、増田長盛、毛利輝元、宇喜多秀家は花押があるが、長東正家、石田三成、徳善院玄以は花押がないことがわかる。その理由については、この連署状が発給された8月5日の時点で、増田長盛、毛利輝元、宇喜多秀家は大阪城に所在していたので⁽²³⁾、自ら花押を据えたのに対して、長東正家、石田三成、徳善院玄以は大阪に所在していなかったため花押を据えなかった、と考えられる。その意味では、この連署状における二大老・四奉行の署名はすべて豊臣家の右筆が記し（つまり、本人の自署ではない）、花押は本人が据えたのであろう⁽²⁴⁾。

この連署状が発給された8月5日という日付に着目すると、（1）上記①の木下利房宛（8月朔日付）二大老四奉行連署状では、前田利長の小松方面への出陣に対抗して、北庄城（城主は青木一矩）への加勢として木下利房と同勝俊に対して8月5日に陣出するように命じた、（2）上記③の蒔田広定宛（8月朔日付）二大老四奉行連署状では、勢州（伊勢）の城々への加勢として8月5日に陣出するように命じた、（3）『義演准后日記』の慶長5年8月5日条には安国寺恵瓊が1000人ばかりで尾張（伊勢カ）へ陣出したこと、長東正家が伊勢口へ陣出したこと、石田三成が佐和山城

(居城) へ行き、これから出陣すること、が記されている⁽²⁵⁾、という諸点から、8月5日は豊臣公儀方では各方面で軍事攻勢をかける目的で一齐に出陣する日付(軍勢を動かして一齐に軍事行動に移る日付)として事前に決められていた可能性が高い。

よって、この連署状において、長束正家、石田三成、徳善院玄以の花押がない理由は、(1) 長束正家と石田三成は出陣するために大坂から離れていたことによる、(2) 徳善院玄以は出陣とは関係なく、当時、京都所司代であったため、その関係で大坂に不在であったことによる、と考えられる。

この連署状の宛所になっている鈴木孫三郎(鈴木重朝)について、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集の解説⁽²⁶⁾では、(1) 雑賀家の系譜には、鈴木孫三郎重朝は、初め鈴木孫三郎といい、後に雑賀孫市と名を改めたと記してある、(2) 雑賀家の系譜に先祖のことを記してないのは、重朝のときに初めて起こった家であるからであろう、(3) 鈴木氏は紀伊国の雑賀党(雑賀地域の郷土集団)を代表するに足る一族党であり、豊臣秀吉に帰属した鈴木孫市は、秀頼から感状を与えられた鈴木孫三郎であり、それが後に雑賀孫市になったのかも知れない(引用者注:つまり、鈴木孫市=鈴木孫三郎=後の雑賀孫市、ということになる)⁽²⁷⁾、(4) 関ヶ原の戦い後、鈴木重朝は牢人になったのち伊達政宗に仕え、その後、慶長11年(1606)に家康から3000石の知行を与えられた⁽²⁸⁾、(5) 鈴木重朝は、水戸藩主・徳川頼房に仕えて家老になり、元和年間(1615~1624)に死去した、という諸点を指摘している。

この連署状の史料的伝来については、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集の解説⁽²⁹⁾によれば、雑賀家14代目にあたる雑賀重行師(天台宗寺院・円光寺〔現栃木県日光市南小来川^{おころがわ}〕の院主)の所蔵によるもの、として「日光雑賀家文書」と名付けている。

なお、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集の編集を担当した伊東多三郎氏は、この連署状の解説の追記として「この感状(引用者注:この連署状を指す)については、なお研究を要すると思う」と記しているが⁽³⁰⁾、その記載が具体的にどのような意味なのか、及び、その理由(史料的内容的に疑義を感じた箇所があったのかどうか、など)については記されていない。

2. 上記⑥の連署状と上記⑤の連署状の内容比較

同日付(8月5日付)である上記⑥との内容比較をおこなうため、「慶長5年8月5日付川口宗勝宛長束正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状写」(上記⑤)⁽³¹⁾を以下に引用する(下線引用者)。

a 去々年已来、内府被背^(ママ) 大閤様御置目、上巻誓紙取^(ママ) (被カ) 違、恐^(ママ) (恣カ) 之働二付、為可被相立御置目、被及鋒楯候、b 第一伏見御城被任^(ママ) (仰カ) 置候御留守居ヲ追出、関東之凡下・野人之者共、御座所を踏荒候段、無是非次第二付、今度堀際迄各被押詰、即時二被乗崩、大将鳥居彦右衛門ヲ始而、八百余被討果候儀、無比類儀二候、c 殊ニ其方御手前御粉骨之至、秀

頼様御感不斜候、仍銀子十枚并御知行千石被宛行畢、d 猶以可被抽御忠切（功カ）之由、被仰出之状如件、

慶長五 八月五日

長東大蔵大輔 正家

増田右衛門尉 長盛花押

石田治部少輔三成

徳善院 玄以

芸中

輝光（元カ） 花押

備中

秀家 花押

川口久助殿

下線 a は、上記⑥における下線 a と比較すると、一部字句の違いを除くと同文である。ただし、上記⑥の下線 a では「被背太閣様御置目」となっていた箇所が、上記⑤の下線 a では「被背^(ママ)大閣様御置目」となっている。この違いは、「太閣様」が「大閣様」というように、「太」ではなく「大」という字が記されている点と「大閣様」の上の一文字分を^{けつじ}闕字扱いにしている点が異なっている。

上記⑤の下線 a では、「太閣」ではなく、「大閣」と記されているが、これは誤記ではない。この点について、染谷光廣『秀吉の手紙を読む』⁽³²⁾では「当時の文書や日記には、すべて「大」で出てきます。『太閣記』のように、「太」の字を書くようになるのは、江戸時代に入ってからでしょうか。ですから、『豊大閣真蹟集』の書名も、「大」の字が書かれているわけです。」と指摘されている。

よって、連署状の原文書は、上記⑤の下線 a の表記（「大閣様」）になっていたと考えられる。その意味では、上記⑥は原文書であるので、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集に収録して活字翻刻する際に、原文書では「大閣様」と記されていたのを「太閣様」に変え、「大閣様」の上の一文字分の闕字扱いを見落とした（或いは省略した）可能性が考えられる。

下線 b は、上記⑥における下線 b と比較すると、一部字句の違いを除くと同文である。

下線 c は、上記⑥における下線 c と比較すると、上記⑥の下線 c の「鳥井彦右衛門首を被討捕」という文言はない。つまり、鈴木孫三郎は敵の大將である鳥居元忠の首を討ち取ったが、川口久助（この連署状の宛所になっている人物）はこのことに関係していない、ということになる。また、豊臣秀頼から与えられた褒賞については、上記⑥の下線 c では太刀一腰・馬代の銀子10枚と知行1000石であるのに対して、上記⑤の下線 c では銀子10枚と知行1000石というように違いがある。

下線 c の内容からすると、この連署状は川口久助に対して出された感状としての性格も兼ねている（「川口氏先祖書系図」⁽³³⁾では、この史料について「^(マ)五奉行連名感状」としている）。その点は上記⑥と同様である。

下線 d は、上記⑥における下線 d と比較すると、一部字句の違いを除くと同文である。

この連署状における二大老・四奉行の署名を見ると、増田長盛、毛利輝元、宇喜多秀家は花押があるが、長東正家、石田三成、徳善院玄以は花押がない点は、上記⑥と同じである。

この連署状の宛所になっている川口久助（川口宗勝）については、前掲『豊明市史』資料編補一⁽³⁴⁾の解説によれば、(1)川口氏は代々、尾張国中島郡井ノ口村（現愛知県稲沢市）周辺に領地を持っていた在地の武士であった、(2)川口宗勝の生年は天文15年（1546）、没年は慶長17年（1612）である（生年は天文17年（1548）説もある）、(3)川口宗勝は織田信長や徳川家康と血縁関係がある、(4)川口宗勝は父の川口宗吉（文助）とともに信長に従い数多くの戦いに参加している、(5)川口宗勝は、天正5年（1577）、信長家臣の時代に沓掛城（尾張国）主として1万3000石を領し、慶長3年、秀吉家臣の時代に1万814石2斗7升を領した、(6)織田信長の死去（天正10年〔1582〕の本能寺の変）後、川口宗勝は織田信雄（信長の次男）に仕え、信雄の秋田配流後は豊臣秀吉に仕えた、(7)秀吉の没後は、豊臣秀頼に仕え、慶長5年には豊臣方として伏見城攻撃、安濃津城攻撃に加わった、(8)その後、安濃津城を守備したが、関ヶ原の戦いの後は高野山に蟄居した、などの履歴がわかる⁽³⁵⁾。

この履歴からすると、慶長5年の伏見城攻めの時には、川口久助（川口宗勝）は豊臣秀頼の直属部隊の指揮官として参戦したことになる。

「勝茂公譜考補二」⁽³⁶⁾では慶長5年の伏見城攻めについて、「（慶長5年）7月下旬、秀頼公の軍（勢）が伏見に向かった。（その）大将は小早川秀秋であり、従った人には島津義弘、^(マ)島津忠恒、龍造寺高房、鍋島勝茂、毛利吉政（毛利勝永）と毛利輝元、宇喜多秀家の一族、増田長盛の家臣・石川式部丞、長束正家の家臣・家所帯刀、銃将には鈴木孫三郎、弓将には松浦安大夫・^(マ)河口（川口カ）久助等、士卒の合計2万3000余騎が、7月25日の夜より伏見城を攻めた。石田三成も3000の兵を率いて来陣した（「水江事畧」）」（下線引用者）と記されている⁽³⁷⁾。

この記載によれば、上記⑥の宛所の鈴木重朝は豊臣秀頼の直属部隊の「銃将」（鉄炮大将＝鉄砲隊の指揮官）であり、上記⑤の宛所の川口宗勝は豊臣秀頼の直属部隊の「弓将」（弓大将＝弓隊の指揮官）であったことがわかる⁽³⁸⁾。この点は、慶長5年の伏見城攻めの時点で、豊臣秀頼の直属部隊において兵科別編成がされていたことがわかり興味深い。

こうした点（鈴木重朝は豊臣秀頼の直属部隊の「銃将」、川口宗勝は豊臣秀頼の直属部隊の「弓将」）から、上記⑤と上記⑥の連署状（感状）が同日付（慶長5年8月5日付）で、伏見城攻めで活躍した鈴木重朝と川口宗勝に対してそれぞれ発給されたのであろう。

『寛永諸家系図伝』では、川口宗勝について「信長につかへ弓大将となり、其後秀吉につかへ、また弓大将となる」⁽³⁹⁾と記されている。この記載からは、川口宗勝は信長、秀吉のもとで弓大将として仕えたことがわかる。

『寛政重修諸家譜』では、川口宗勝について「（永禄）七年八月朔日、織田右府につかへ、弓大将となり（中略）（天正十八年）十月朔日より豊臣太閤に属し（中略）慶長三年二月八日、旧知を合せて尾張・伊勢両国うちをいて一万八百十石余を扶助せられ、a 其うち九千石をもつて隊下の士弓奉行五人及び弓百六十張の俸禄に宛らる。」（下線引用者）⁽⁴⁰⁾と記されている。この記載からも、川口宗勝は信長のもとで弓大将として仕え、秀吉のもとでは川口宗勝の「隊下の士」として

「慶長5年8月5日付鈴木重朝宛長束正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」について（白峰）

「弓奉行五人」と「弓百六十張」（=弓の者160人）を率いたことがわかる。

「川口氏先祖書系図」⁽⁴¹⁾には、以下のような慶長3年2月8日付の知行方目録（秀吉から与えられたと考えられる）の写が収載されている。

知行方目録 慶長三年二月八日
川口久助

（中略）

本知

以上五千九百八石式斗壹升

（中略）

新知

合四千九百六石六升

都合壹万八百拾四石式斗七升

此内

八千石

弓百六十張

一人ニ付て五十名（石カ）宛

弓一ちやう

同小者一人

千石 弓奉行馬乗五人 一人ニ（「付て」脱カ）式百石ツ、

以上

右令扶助訖全令領知軍役可相勤者也

慶長三年二月八日

川口久助とのへ

この「知行方目録」の記載を見ると、上記『寛政重修諸家譜』の下線 a は、この「知行方目録」の記載をもとに記されていることがわかる。

この「知行方目録」の記載によれば、川口宗勝の知行高 1 万 814 石 2 斗 7 升のうち、9000 石は川口宗勝配下の弓奉行と弓の者に対する扶持米として設定されていたことがわかる。その 9000 石の内訳は、8000 石 = 弓 160 張（弓の者 160 人）× 50 石、1000 石 = 弓奉行（騎馬クラス）5 人 × 200 石である。そして、弓の者 160 人には、それぞれ小者^{こもの}⁽⁴²⁾ 一人が付くので、小者も 160 人いることになる。

弓奉行が 5 人なので、弓の者 160 人が 5 組に編成されたと仮定すると、1 組で弓の者は 32 人になる。そして、各組に小者がそれぞれ 32 人付くことになる。

弓の者一人に小者一人が付く目的はよくわからないが、弓を射る時の補助作業にあたるためかもしれない。

「川口氏先祖書系図」⁽⁴³⁾には、川口宗勝の伏見城攻めに関する以下のような記載がある。

a 同年（慶長五年）七月廿七日、五奉行ノ為下知、来月朔日、伏見ノ城ヲ可攻間、可有其用意旨

申渡候、仍而早速出張、b 相預ノ弓士三十騎、足軽百人、自分騎馬三十七騎、旗十三本、弓・鉄砲二百五十挺、長柄百五十本、持筒十挺、同弓十挺、持鑓九本、馬印鳥毛大半月暖小馬印鳥毛十棒、騎馬一様ニ海老柄具足、歩者・足軽・小者赤染之胴着、旗差物赤茗荷ノ紋、腰差同前、c 此時嫡子孫作宗信初陣也、手回り斗り召連出立、右同前ノ馬印三段鳥毛、雑兵千七百余人也、則八月朔日、伏見城追手口へ押寄、孫作真先ニ進ム、家臣川口九兵衛・小嶋又十郎相統テ堀際へ付、川口孫作一番乗ト名乗テ差物ヲ投入ル、続テ人数攻入追崩シ頭首ヲ討取テ引取ル、d 五奉行より連名ノ感状ヲ添、当座ノ為褒美、千石并白銀十枚賜下之 (下線引用者)

下線 a は、8月朔日に伏見城攻めをおこなうので、その用意をするように、7月27日に五奉行から下知が来たため、早速出陣した、としている。下線 a では、五奉行からの下知としているが、二大老・四奉行からの下知とするのが正しいと思われる。

下線 b は、川口宗勝の兵力編成であり、相預の弓士30騎、足軽100人、自分騎馬37騎、旗13本、弓・鉄砲250挺、長柄150本、持筒10挺、同弓10挺、持鑓9本、馬印・鳥毛大半月暖、小馬印・鳥毛十棒、騎馬は一様に海老柄の具足、歩者・足軽・小者は赤染の胴着、旗指物は赤茗荷の紋、腰差も同上、としている。

この中で、相預の弓士30騎、足軽100人というのは、「川口氏先祖書系図」⁽⁴⁴⁾に「夫方秀吉仕、追々戦功ヲ以(マ)老万三千石余ニ罷成、弓大将、騎馬士三十人、足軽百人預罷在候」⁽⁴⁵⁾とある点と一致する。

つまり、川口宗勝は秀吉配下の弓大将として豊臣公儀の軍勢の騎馬士30人、足軽100人を預かっていたことになる。上述した「川口氏先祖書系図」収載の知行方目録(慶長3年2月8日付)の記載を考慮すると、騎馬士というのは弓奉行、足軽というのは弓足軽(弓の者)を指すと考えられる。

自分騎馬37騎というのは、川口宗勝自身の配下の騎馬クラスの武士37人という意味であろうが、この37人がすべて弓奉行であったのかどうかは不詳である。旗13本、弓・鉄砲250挺、長柄150本、持筒10挺、同弓10挺、持鑓9本については、すべて川口宗勝自身の軍勢のものなのか、或いは、旗13本、弓・鉄砲250挺、長柄150本は豊臣公儀の軍勢から預かったもので、持筒10挺、同弓10挺、持鑓9本は川口宗勝自身の軍勢のものなのか⁽⁴⁶⁾は不詳である。

このように、川口宗勝の兵力編成として、鉄砲・鑓・弓・騎馬・旗という五兵科⁽⁴⁷⁾が揃っている点には注意したい。

馬印・鳥毛大半月暖と小馬印・鳥毛十棒があったことは、2種類の馬印(馬印と小馬印)があったことを示している。この点については、「本陣用として特に大形に仕立てた骨の長さ七尺の開き扇や径五尺の吹流しなどを大馬印といい、前線に用いる軽易な仕立てを小馬印という」⁽⁴⁸⁾という指摘がある。

騎馬は一様に海老柄の具足、歩者・足軽・小者は赤染の胴着というのは、川口宗勝の軍勢の軍装に関する記載である。騎馬と歩者・足軽・小者というように身分差によって軍装が異なっている点

に注意したい。

旗指物は赤茗荷の紋、腰差も同上、という記載からは、旗指物⁽⁴⁹⁾と腰差⁽⁵⁰⁾には赤茗荷の紋が入っていたことがわかる。

川口宗勝（川口家）の家紋は「^{まる}團の内^{うち}囊荷^{みやうが}」⁽⁵¹⁾、「丸に囊荷」⁽⁵²⁾であるので、旗指物と腰差に入っていた赤茗荷の紋というのは、川口家の家紋であったことがわかる。この場合、旗指物と腰差に家紋が入っている点に注意したい。

下線cには、川口宗勝の嫡子・宗信（孫作）が初陣⁽⁵³⁾として伏見城攻めに加わった状況が記されている。

具体的には、（1）この時、川口宗信は初陣であった、（2）手回りの者だけを召し連れて出立した、（3）上記と同様の馬印・三段烏毛を用い、率いた雑兵は1700余人であった、（4）8月朔日、伏見城追手（大手）口へ押し寄せ、川口宗信は真っ先に進んだ、（5）家臣の川口九兵衛と小島又十郎が続いて堀際へ付き、「川口孫作一番乗り」と名乗って指物を（堀へ？）投げ入れた、（6）続いて人数（＝軍勢）が攻め入り、（敵を）追い崩して（敵の）^{とうしゅ}頭首^{しゅきゅう}（＝首級）を討ち取って退却した、ということがわかる。

この中で、（3）の雑兵1700余人というのは川口宗勝の軍勢全体における雑兵の人数であろう。（6）の「名前＋一番乗り」と名乗って指物を投げ入れることが、当時の戦いにおいて一番乗りの作法だったのかどうか、を今後検討する必要がある。この場合、指物を投げ入れたのは、その人物が一番乗りであることの証拠を周囲（敵と味方）に見せるためにおこなったと思われる。この点についても、こうしたことが当時の戦いにおける作法だったのかどうか、を今後検討する必要がある。

下線dの「五奉行より連名ノ感状」というのは、上記⑤の連署状（感状）を指すので、五奉行ではなく二大老・四奉行とするのが正しい。

おわりに

上記①～⑥の6通の連署状の発給者（二大老・四奉行）の署名順位などについてまとめたものが表1である。表1を見ると、署名順位は6通ともすべて同じである。このことは、二大老・四奉行の個々の座順が固定していたことを示している。

連署状の署名順位については、宛所に近い順から座順が高い者が並ぶという原則⁽⁵⁴⁾によれば、宇喜多秀家>毛利輝元>徳善院玄以>石田三成>増田長盛>長東正家という座順になる。これを二大老・四奉行という区分で見れば、二大老>四奉行という座順になる。

上記⑤と⑥の連署状では徳善院玄以、石田三成、長東正家の花押がないことの原因については上述したが、上記③と④の連署状では徳善院玄以が花押ではなく、黒印を据えている点に注意される。

上記③と同日付の上記②の連署状では徳善院玄以は花押を据えている。なお、上記②の出典である『佐賀県史料集成』⁽⁵⁵⁾では、徳善院玄以の署名の下は（花押）となっているが、『史料稿本』⁽⁵⁶⁾

では、徳善院玄以の署名の下は「花押」と記したうえで見せ消ちにして、その横に「印判」と記されているので⁽⁵⁷⁾、『佐賀県史料集成』で活字翻刻する際に、徳善院玄以の署名の下の黒印を花押と誤認した可能性も考えられる。

上記②の連署状において徳善院玄以の署名の下が花押ではなく黒印であったとすると、上記②、③、④の連署状では徳善院玄以自身が花押を据えたのではなく、大坂城に不在であった徳善院玄以の代理として豊臣家の右筆が黒印を据えたことになる。よって、8月朔日(上記②、③の連署状)、8月2日(上記④の連署状)は、徳善院玄以は大坂城に所在していなかったことになる(その理由としては、徳善院玄以は京都所司代であったので、京都にいた可能性が考えられる)。

上記①～⑥の6通の連署状における個々の署名を見ると、二大老は名字の記載がないことがわかる。上記①～③の連署状では、宇喜多秀家は「秀家」、毛利輝元は「輝元」とだけ署名している。上記④～⑥の連署状では、宇喜多秀家は「備中秀家」、毛利輝元は「芸中輝元」と署名している。「備中」は備前中納言、「芸中」は安芸中納言の意味である。

上記①～⑥の6通の連署状において、同じ大老である宇喜多秀家と毛利輝元の座順を比較すると、宇喜多秀家の座順の方が高い。その理由としては、慶長3年の時点で宇喜多秀家が「官位上は内大臣家康・権大納言利家に次ぎ、同じ従三位権中納言でも景勝・輝元よりも先任としてその上位に位置した」⁽⁵⁸⁾ ことによると考えられる。

四奉行は、石田三成、増田長盛、長束正家が名字を記し、徳善院玄以は院号(徳善院)を記している。二大老の名字の記載がないことは、豊臣公儀の中では四奉行よりも二大老が上位に位置することに起因すると考えられる。このように、二大老・四奉行の連署状(上記①～⑥の6通の連署状)において二大老の名字の記載がないことは、書札礼として注目される点である。

上記①～⑥の6通の連署状において、四奉行の中での座順を見ると、(1)石田三成よりも徳善院玄以の方が座順が高い、(2)石田三成の方が増田長盛より座順が高く、増田長盛の方が長束正家より座順が高い(石田三成、増田長盛、長束正家は3人とも官位は従五位下で同じである⁽⁵⁹⁾)ことがわかる。(2)の理由については、二大老・四奉行の中で石田三成が毛利輝元と共に主導的役割を果たしたことによるものと考えられるが、(1)の理由については今後の検討課題としたい。

書出文言については、上記⑤と⑥の連署状は同じ文言であるが、上記①～④の連署状では文言の統一性は見られない(表1参照)。

書止文言については、上記⑤と⑥の連署状は同じ文言(「之状如件」)であり(表1参照)、その理由として、この連署状が感状の意味も含んでいたことによるものである点は上述した。

上記①、②、③、④の連署状では、書止文言は「恐々謹言」と記されていて(表1参照)、書状形式である。

太閤(=豊臣秀吉)の表記については、上記②、④、⑤の連署状では「大閤」と表記されており(表1参照)、当時は「太閤」ではなく「大閤」と表記したことは上述した。

豊臣秀頼の表記については、上記②、④、⑤、⑥の連署状では「秀頼様」と様付で表記されてお

り（表1参照）、豊臣秀頼が二大老・四奉行から見て主君であることを考慮すれば、当然の表記と思われる。

徳川家康の表記については、上記②、④、⑤、⑥の連署状では「内府」と敬称なしで表記されており（表1参照）、これらの連署状が発給された時点では、二大老・四奉行が家康と敵対していた点を考慮すると、当然の表記と思われる。

本稿では、上記⑤、⑥の連署状の内容を中心に考察したが、今後、管見で確認している上記①～⑥の6通の連署状以外に、二大老・四奉行のフルメンバーが連署して発給した連署状が発見されれば、改めて考察の対象にしたいと思う。

〔註〕

- (1) 本稿では、五奉行の一人である前田玄以について「徳善院玄以」と表記する。その理由として、当時の一次史料には「前田玄以」という記載事例がなく、大坂三奉行などの連署状では「徳善院玄以」と本人が署名しているからである。この点については、すでに伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』、法蔵館、2003年）において、「史料では民部卿法印玄以、徳善院玄以であり、前田玄以とは出てこない」と指摘されている。
- (2) 拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」（『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2016年）。
- (3) 山鹿素行著『武家事紀』中巻（原書房、1982年復刻、663頁）。原本は山鹿素行先生全集刊行会が編集兼発行者として1916年に発行。
- (4) 『佐賀県史料集成』古文書編28巻（佐賀県立図書館編集・発行、1987年、10号文書、8～9頁）。
- (5) 『三重県史』資料編、近世1（三重県、1993年、307頁）。
- (6) 米山一政編『真田家文書』上巻（長野市、1981年発行、2005年改訂、54号文書、59～61頁）。
- (7) 神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本古文書－近世旗本家伝文書集－』上巻（東京堂出版、2000年、616号文書、229頁）。
- (8) 中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（日本学術振興会、1971年、129～130頁）。
- (9) 外岡慎一郎『「関ヶ原」を読む』（同成社、2018年、103～113頁）。
- (10) 拙稿「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」（『史学論叢』49号、別府大学史学研究会、2019年、53～56頁、75～77頁）。
- (11) 拙稿「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース（補遺）〔その2〕」（『別府大学大学院紀要』21号、別府大学、2019年）。
- (12) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（129～130頁）。伏見城落城は8月1日であるので（『史料綜覧』巻13、東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1954年初版、1982年覆刻、241頁）、8月5日はその4日後にあたる。
- (13) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、2003年、228～231頁）によれば、起請文は誓紙ともよばれ、長文の起請文を、とくに天罰霊社上巻の起請文とよんでいる、と指摘されている。長大な神文を持つ「霊社上巻

- 起請文」とそれ以外の起請文との様式上の相違（神文の字数の相違）については、矢部健太郎「秀次事件と血判起請文・「掟書」の諸問題－石田三成・増田長盛連署血判起請文を素材として」（山本博文・堀新・曾根勇二編『消された秀吉の真実－徳川史観を越えて』、柏書房、2011年）を参照されたい。
- (14) 『毛利家文書之三』〈大日本古文書〉（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1922年発行、1970年覆刻、1015号文書）。図録『大関ヶ原展』（テレビ朝日・BS朝日・博報堂DYメディアパートナーズ、2015年、63、312頁）。
- (15) 『浅野家文書』〈大日本古文書〉（東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1906年発行、1968年覆刻、106号文書）。前掲『毛利家文書之三』〈大日本古文書〉（963号文書）。前掲・図録『大関ヶ原展』（55、309～310頁）。この史料のタイトルについて、前掲『毛利家文書之三』（963号文書）では「豊臣氏大老奉行連署起請文前書写」、前掲・図録『大関ヶ原展』（55、309頁）では「豊臣家五大老五奉行連署起請文前書案」としている。
- (16) 前掲『毛利家文書之三』〈大日本古文書〉（964号文書）。
- (17) 前掲『浅野家文書』〈大日本古文書〉（107号文書）。
- (18) 毛利博物館所蔵。前掲・図録『大関ヶ原展』（55、308～309頁）。
- (19) 早稲田大学図書館所蔵。清水亮「秀吉の遺言と「五大老」・「五奉行」」（前掲・山本博文・堀新・曾根勇二編『消された秀吉の真実－徳川史観を越えて』）に、この文書の写真と釈文が提示され、内容について詳しく考察されている。
- (20) 「凡下（ほんげ）」とは「中世、侍の身分に対置して一般庶民をさす身分上の用語」（『日本国語大辞典（第二版）』、小学館、2001年、234～235頁）という意味である。「野人（やじん）」とは「田野にある人。いなかびと。また、粗野な人。」（『日本国語大辞典（第二版）』13巻、小学館、2002年、105頁）という意味である。
- (21) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（128頁）では、この史料のタイトルについて「毛利輝元・宇喜多秀家並びに豊臣氏四奉行連署、鈴木重朝に与えたる感状」としている。
- (22) 感状については「差出者が将軍級の人であるときは御教書（みぎようしょ）を用いまた奉書のときもある」（『世界大百科事典』6、平凡社、1988年、378頁、「感状（かんじょう）」の項、執筆は高橋正彦氏）、「將軍などの場合は御教書・御内書・奉書などの様式を用いるが、これは御感御教書・御感奉書などといわれた」（『国史大辞典』3巻、吉川弘文館、1983年、831～832頁、「感状（かんじょう）」の項、執筆は五味克夫氏）、と指摘されている。
- (23) よって、8月5日の時点で、宇喜多秀家はまだ出陣していなかったことがわかる。
- (24) 前掲・矢部健太郎「秀次事件と血判起請文・「掟書」の諸問題－石田三成・増田長盛連署血判起請文を素材として」では、文禄4年（1595）7月～翌5年（1596）正月に作成された一連の血判起請文について「一連の起請文群には複数の者が連署した形で作成されたものがいくつかありますが、それらはいずれも、本文と署名部分とは同筆と確認されます。すなわち、右筆（書記官）が本文・署名部分までを書き上げたあと、名を記された本人が花押・血判を加える、というのが連署血判起請文の作成方法であった」、「一連の起請文群の重要な特徴の一つに、「署名は本人が自署したのではなく、事前に右筆によって記されていた」点が挙げられます。諸大名は、すでに自分の名前が記された起請文を示され、自分の名前部分に花押を据え、血判を滴らせることを求められた」と指摘されている。こうした形式は、この連署状（二大老・四奉行連署状）でも同様であった、と考えられる。
- (25) 拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について（その2）」（『史学論叢』46号、

「慶長5年8月5日付鈴木重朝宛長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」について（白峰）

別府大学史学研究会、2016年、89頁）。

- (26) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（165～168頁）。
- (27) しかし、鈴木真哉『戦国鉄砲・傭兵隊－天下人に逆らった紀州雑賀衆』（平凡社、2004年、165頁）では、鈴木重秀（孫一）と鈴木重朝（孫三郎）の関係について「孫一（引用者注：鈴木重秀〔孫一〕を指す）と同一人でもなく、その息子でもなかったとすると、孫三郎重朝は、そもそも何者だったのだろうか。確たる答えは出しにくい。孫一ときわめて近い関係、たとえば弟とか甥とかであった可能性が高いといえる。」と指摘されていて、鈴木重秀（孫一）と鈴木重朝（孫三郎）を同一人物と見なしていない。
- (28) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（164頁）には、家康が鈴木重朝に与えた3000石の知行方目録（慶長11年7月13日付、常州茨城郡、太田郡内の諸村で合計3000石）が収録されている。
- (29) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（128～130、169頁）。
- (30) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集（131頁）。
- (31) 上記⑤については、前掲・拙稿「関ヶ原の戦い関連の鍋島家関係文書についての考察」（75～77頁）では、前掲『記録御用所本古文書－近世旗本家伝文書集－』上巻（616号文書、229頁）より引用して考察したが、本稿では「川口氏先祖書系図」（『豊明市史』資料編補一〈原始・古代・中世〉、豊明市、2001年、508～509頁）に記載されたものを引用して考察する。
- (32) 染谷光廣『秀吉の手紙を読む』（吉川弘文館、2013年、201頁）。
- (33) 「川口氏先祖書系図」（前掲『豊明市史』資料編補一、508頁）。
- (34) 前掲『豊明市史』資料編補一（522～525頁）。
- (35) 川口宗勝（久助）と父の川口宗吉（文助）の履歴については、谷口克広『織田信長家臣人名辞典（第2版）』（吉川弘文館、2010年、157頁）も参照されたい。
- (36) 『佐賀県近世史料』1編2巻（佐賀県立図書館編集・発行、1994年、212頁）。
- (37) この記載箇所の現代語訳は筆者（白峰）がおこなった。
- (38) もう一人の「弓将」である松浦安大夫（宗清）は、織田信長の家臣であったが、本能寺の変、秀吉に仕えて馬廻になり（1万石）、天正13年（1585）、伊勢井生川口へ移領し、その後、加増を受け1万石になり、石弓100張を預かったという（前掲・谷口克広『織田信長家臣人名辞典（第2版）』、453～454頁）。この場合、石弓100張を預かったというのは、豊臣公儀から預かった、という意味であろう。この石弓100張について弓足軽（弓の者）100人と解釈すれば、後述するように、慶長5年の伏見城攻めにおける川口宗勝の兵力編成における相預の足軽（＝弓足軽＝弓の者）100人と人数的には一致する。ちなみに、「石弓（いしゆみ）」とは「機械仕掛で矢を発射する弓。弩弓。」或いは「石を弾いて敵に当てるようにした装置。また、城壁の上に石を装置しておき、攻めのぼる敵をめがけて綱を切って石を転落させ、敵を圧殺するようにした仕掛。」（『時代別国語大辞典』室町時代編1、三省堂、1985年、378頁）である。
- (39) 前掲『豊明市史』資料編補一（518頁）。
- (40) 前掲『豊明市史』資料編補一（520～521頁）。
- (41) 前掲『豊明市史』資料編補一（504～506頁）。
- (42) 「小者（こもの）」とは「武家奉公人の一つ。小人とも称す。（中略）一般には中世・近世に武家に仕え、平時

- には雑役に従事し、戦時には主人の馬前にあつて勤仕したものをいった。」(『国史大辞典』6巻、吉川弘文館、1985年、36頁) という意味である。
- (43) 前掲『豊明市史』資料編補一 (507～508頁)。「川口氏先祖書系図」におけるこの記載は、『愛知県史』資料編13〈織豊3〉(愛知県、2011年、789頁)にも収載されている。
- (44) 前掲『豊明市史』資料編補一 (514頁)。
- (45) 川口宗勝の秀吉家臣の時代における石高について、1万3000石余としている点は、上述した慶長3年2月8日付の知行方目録の合計1万814石2斗7升とは一致しない。
- (46) 上述したように、川口宗勝の知行高が1万814石2斗7升(「知行方目録」)であったことや、上述したように、「知行方目録」の記載をもとに考えると、川口宗勝配下として弓奉行5人、弓の者160人がいたことがわかるので、こうした点を考慮すると、持筒10挺、同弓10挺、持鎗9本だけが川口宗勝自身の軍勢のものであった、と考えるのは数量として少なすぎる感じはする。
- (47) 五兵科については、乃至政彦『戦う大名行列』(KKベストセラーズ、2018年、160、242頁の図32)を参照されたい。
- (48) 『国史大辞典』2巻(吉川弘文館、1980年、155～156頁、「馬印(うまじるし)」の項、執筆は鈴木敬三氏)。
- (49) 「旗指物(はたさしもの)」とは「鎧(よろい)の後胴の受筒(うけづつ)にさし込む棹につけた小旗。正方形あるいはその半切の布に、文字・紋章・記号などを染めたもので、所属・任務などを明らかにするためのもの。」(『日本国語大辞典(第二版)』10巻、小学館、2001年、1156頁) という意味である。
- (50) 「腰差(こしざし)」とは「兵士が戦争に行く際に、標識としてうしろ腰にさして持って行く小旗」(土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』、岩波書店、1980年、157頁) という意味である。
- (51) 『寛永諸家系図伝』第7(統群書類従完成会、1984年、85頁)。
- (52) 『新訂寛政重修諸家譜』第9(統群書類従完成会、1965年、386頁)。
- (53) 前掲『寛永諸家系図伝』第7(84頁)、前掲『新訂寛政重修諸家譜』第9(384頁)では、川口宗信は慶長19年(1614)に32歳で死去した、としているので、生年は天正11年(1583)になる。よって、慶長5年の初陣の時には18歳であったことになる。
- (54) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』(財団法人法政大学出版局、1998年、77頁)では「老中連署奉書の署名順位については宛所に近い側から老中の座順の高い者が並ぶのが原則である」と指摘されている。
- (55) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編28巻(10号文書、8～9頁)。
- (56) 『史料稿本』1600-17-7-1-20(0005～0006コマ)(東京大学史料編纂所のサイトにおける所蔵史料目録データベース[<http://wwwap.hlu-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>])。
- (57) 前掲・拙稿「石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース(補遺)[その2]」(115頁)。
- (58) 大西泰正『「豊臣政権の貴公子」宇喜多秀家』(株式会社KADOKAWA、2019年、203頁)。大西氏は「秀吉の死後、五人の「大老」が発給した知行宛行状などの署名順は、官位・家格の序列通り、家康・利家・秀家・景勝・輝元になる」(前掲・大西泰正『「豊臣政権の貴公子」宇喜多秀家』、204頁)という指摘もしている。大西氏からは本書の刊行に際して、著者(白峰)に御恵送いただいた。記して感謝する次第である。
- (59) 矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』(吉川弘文館、2014年、179頁の表3)。

表1
二大老・四奉行のフルメンバーが連署して発給した連署状

	宛 所	年月日	署名 (1)	書出文言	書止文言	太閤の表記	豊臣秀頼の表記	徳川家康の表記	原写	出典
1	木下利房	8月朔日	①秀家 ②輝元 ③徳善院玄以 ④石田治部少輔三成 ⑤増田右衛門長盛 ⑥長東大蔵正家	態申入候	恐々謹言	なし	なし	なし	写	(2)
2	筑紫主水	8月朔日	①秀家 (花押) ②輝元 (花押) ③徳善院玄以 (花押) ④石田治部少輔三成 (花押) ⑤増田右衛門尉長盛 (花押) ⑥長東大蔵正家 (花押)	先書二度々 雖申入候	恐々謹言	大閤様 (闕字あり)	秀頼様 (2箇所のうち1 箇所は闕字あり)	内府	原	(3)
3	蒔田広定	8月朔日	①秀家 (花押) ②輝元 (花押) ③徳善院玄以 (黒印) ④石田治部少輔三成 (花押) ⑤増田右衛門尉長盛 (花押) ⑥長東大蔵正家 (花押)	其方之儀	恐々謹言	なし	なし	なし	原	(4)
4	真田昌幸	8月2日	①備中秀家 (花押) ②芸中輝元 (花押) ③徳善玄以 (黒印) ④石治三成 (花押) ⑤増右長盛 (花押) ⑥長大正家 (花押)	急度申入候	恐々謹言	大閤様 (闕字あり)	秀頼様 (闕字あり)	内府	原	(5)
5	川口宗勝	慶長5 (年) 8月5日	①備中秀家 花押 ②芸中輝光 (元カ) 花押 ③徳善院玄以 ④石田治部少輔三成 ⑤増田右衛門尉長盛 花押 ⑥長東大蔵大輔正家	去々年已来	之状如件	大閤様 (闕字あり)	秀頼様	内府	写	(6)
6	鈴木重朝	慶長5 (年) 8月5日	①備中秀家 (花押) ②芸中輝元 (花押) ③徳善院玄以 ④石田治部少輔三成 ⑤増田右衛門尉長盛 (花押) ⑥長東大蔵大輔正家	去々年以来	之状如件	太閤様	秀頼様	内府	原	(7)

「慶長5年8月5日付鈴木重朝宛長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇富多秀家連署状」について (白峰)

(注1) 署名については、宛所に近い位置から①～⑥の順番を付けた。

(注2) 山鹿素行著『武家事紀』中巻(原書房、1982年復刻、663頁)。原本は山鹿素行先生全集刊行会が編纂兼発行者として1916年に発行。

(注3) 『佐賀県史料集成』古文書編28巻(佐賀県立図書館編集・発行、1987年、10号文書、8～9頁)。

(注4) 『三重県史』資料編、近世1(三重県、1993年、307頁)。

(注5) 米山一政編『真田家文書』上巻(長野市、1981年発行、2005年改訂、54号文書、59～61頁)。この54号文書の活字翻刻では、連署者の中に徳善院玄以の名前はないが、布谷陽子氏の調査により、これは活字化の段階で徳善院玄以の名前が欠落したものであり、真田宝物館蔵の原史料には徳善院玄以の名前が載っていることが確認された(布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」、『史叢』77号、日本大学史学会、2007年)。前掲・布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」では、連署者として徳善院玄以の名前を補った形で、この54号文書の活字翻刻を引用している。よって、本稿の表1ではこの布谷氏の引用をもとに検討した。

(注6) 「川口氏先祖書系図」(『豊明市史』資料編補一〈原始・古代・中世〉、豊明市、2001年、508～509頁)。

(注7) 中村孝也『徳川家康文書の研究』拾遺集(日本学術振興会、1971年、129～130頁)。